

平成 30 年 7 月 12 日  
商 工 中 金

## 平成 30 年 7 月豪雨による災害への対応について

### 1 相談受付体制の強化等

商工中金は、平成 30 年 7 月豪雨による災害により、被害を受けられた中小企業の方を対象とする「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口」

(※) を平成 30 年 7 月 6 日 (金) に高知支店に開設したほか、被害の実情を踏まえ、7 月 9 日 (月) に岐阜支店、高山営業所、京都支店、神戸支店、姫路支店、尼崎支店、鳥取支店、米子支店、岡山支店、広島支店、福山支店、広島西部支店、松山支店、7 月 12 日 (木) に福岡支店、北九州支店、久留米支店を開設店舗に追加いたしました。

また、開設店舗以外においても、被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

(※) 7 月 12 日 (木) より、「平成 30 年 7 月豪雨による災害に関する特別相談窓口」に名称を変更しております。

### 2 災害復旧資金の内容

ご融資条件は以下の通りです。商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行うことといたします。

資金使途	平成30年7月豪雨による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年 (据置期間3年) 以内 (2) 運転資金10年 (据置期間3年) 以内
貸出利率	商工中金所定の利率